

(別紙)

「カーボン・オフセットの対象活動から生じるGHG排出量の算定方法ガイドライン(ver.2.0)(案)」に対する意見募集結果とその対応方針について(整理表)

該当箇所	指摘事項の概要	指摘事項への対応
カーボン・オフセットの対象活動から生じるGHG排出量の算定方法ガイドライン(ver.2.0)		
頁	-	-
P34	<p>⑥その他 ii) 水の使用による排出量</p> <p>会場別の水道使用量の求め方について2種類の方法が示されていますが、これに加えて、レベル1(?)として、1人1時間当たりの水の使用量を示していただけないでしょうか。そうすれば、人数と時間で水の使用量、CO2排出量を簡便に算出することができます。</p> <p>当方は、全国各地で、講演会等で大小さまざまなイベント会場を使用しており、その会場のCO2、参加者移動のCO2などを排出権でオフセットしています。水の使用量の算出には、ii)の方法を用いるように努力しています。しかしながら、会館事務所に会館の水道水の使用量など必要な情報を尋ねても、なかなか親切には対応してくれず、大変苦労しているのが現状です。そこで、当方独自に、イベント会場における1人1時間当たりの水使用量を算定し、同CO2排出量原単位(暫定値)を設定しています。検証結果、ほぼ実際に近い値となっていますので、水道使用量の情報が入手困難な場合はこの値を使っています。しかし、プライベートな係数では、客観性が低く公表時の信頼性が乏しくなります。そこで、当ガイドラインで1人1時間当たりの水使用量を示していただければ大変ありがたいと思うのです。</p> <p>よろしく願いいたします。</p> <p><ご参考> 当方が算出した値 水の使用量の大半は、トイレの洗浄水であると考えられます。これに排尿(飲料分を含む)が加わって下水量となります。 参考にしたデータは、東京都水道局の家庭における水の使用量、TOTO、INAXの両メーカーのトイレ洗浄水使用量のデータなどです。 この結果、当方が算出した上下水量は、男女問わず、1人1時間当たり約10リットル(0.01立方メートル)となりました。</p>	<p>会場における1人1時間当たりの水の使用量はイベントの形態や会場の設備、各イベント参加者の会場滞在時間等により異なるため、幅広いイベント形態に適用できる数値を設定することが困難であることから、1人1時間当たりの水の使用量は反映しないことといたします。ご了承ください。</p> <p>ただし、参考としてご提示いただいた1人1時間当たりの水の使用量につきましては、東京都や製造メーカーの提供するデータから算定された使用量とのことですので、数値の出典元を明らかにした上で、使用されることは問題ないかと存じます。</p>
P31	<p>意見① 「オフセットの対象」との表現をするべきではない。表に記されている表現は、 ◆ 「算定対象範囲」を「排出源の把握」に ◆ 「オフセットの対象」を「算定対象範囲」に変更する。 理由 「算定対象範囲」とはp8の2-(1)で示されているとおりです。表には「オフセットの対象」との表現がありますがこれは他では使用されておらず、範囲なのか量なのか、その定義が不明です。また算定対象範囲との関連性も不明であり使用するべきではありません。 第三者認証基準ではオフセットの範囲と量を示すのは「算定対象範囲」と「オフセット量」と表現されており「オフセットの対象」との表現はありません。先週公開された「会議・イベントにおけるカーボン・オフセットの手引き案」p10(3)の事前算定でも「排出源の把握、算定対象範囲(中略)」については算定ガイドラインを参照されたい」と記されており、オフセットの対象との表現はありません。 この表の主旨は、イベントでは排出源が多岐に渡るため、 ・ 排出源を項目別に明示し ・ 且つ排出源として算定が望ましい項目(排出源の把握) ・ 次に算定範囲に含むことが望ましい項目(算定対象範囲) を示したものと推察され、上記意見①のように変更することで「第三者認証基準」及び「会議・イベントのカーボン・オフセットの手引き」との整合性もとれます。 更に表2で「会議・イベント参加者の移動に伴うエネルギー使用」が、算定対象範囲では「◎」、オフセット対象では「○」となっているのはオフセット実施事業者を混乱させるだけです。 イベントオフセットの場合は不特定多数の参加者の排出量が大半を占めることがあり、それを算定対象範囲に含め、且つ50%以上のオフセット量(第三者認証基準)となると膨大なオフセット量が必要となり現実的ではありません。オフセットイベントの激減は必至で、カーボン・オフセット推進の主旨に反する結果となります。</p> <p>意見② ◆ p31(1)(ア)1~3行までの文中に含まれる「算定対象範囲」は「算定対象」に変更する。 ◆ 同じく4行目は「排出源の把握及び」を算定対象範囲の前に挿入する ◆ 表2の表題も「会議・イベントから排出される算定対象」に変更する。 理由 意見①で述べたように「算定対象範囲」とはオフセットをする範囲を意味しています。「算定対象」と「算定対象範囲」は言葉を使い分けるべきです。(ア)の表題にもあるように本ガイドラインは「算定対象」とその「算定方法」を示すものであり、範囲を示すものではありません。他項でも「算定対象範囲」との表現は使用されておらず、主旨を鑑みても上記のように変更するべきです。</p> <p>意見③ ◆ 算定対象範囲が、p31の表2と異なった場合に第三者認証の対象となるのか否かを明確に示すべき。 理由 第三者認証基準によると、「算定対象範囲」は「排出源の全部又は一部を算定対象範囲として設定する」としか記されていません。然るにp31表2では「算定対象範囲」を規定しており、認証取得の場合どちらが優先するのかが不明です。 第三者認証基準が優先するのであれば、この表2はあまり意味がありません。表2が優先するのであれば、第三者認証基準での何らかの注意書きが必要で</p>	<p>ご指摘いただいたように、「オフセットの対象」という言葉を削除いたしました。</p> <p>また、事業者の混乱を招く恐れのある表現を修正し、会議・イベントにおける算定対象範囲についての記述の全体的な見直しを行いました。</p> <p>上記回答にございますように、会議・イベントにおける算定対象範囲の記述について整理、見直しをいたしました。そのため、算定対象範囲という言葉を引き続き使用することとさせていただきます。</p> <p>「カーボン・オフセットの取組に対する第三者認証機関による認証基準(Ver.2.0)」上で会議・イベントのカーボン・オフセットにおける算定対象範囲について言及いたしました(P9)。 なお、認証基準は「自らの取組を環境省指針に則したカーボン・オフセットとして認証を受けるためにはどのような条件を満たすべきかを示す基準」としての位置づけられておりますので、第三者認証を取得する際には認証基準が優先いたします。</p>

P31	7. 会議・イベント: 総GHG排出量 (1) GHG排出量の算定対象 (ア) 算定対象の設定	<p>「表2 会議・イベントから排出される算定対象範囲」において、移動に伴うエネルギー使用が算定対象範囲及びオフセットの対象に含むべき事項(◎)となっております。</p> <p>今後、会議・イベントにおけるカーボン・オフセットを実施する際に、仮に、「移動に伴うエネルギー使用」を算定対象やオフセット対象から外した場合、カーボン・オフセットを実施したとはみなされないと考えればよろしいでしょうか。</p> <p>また、「会場・イベントにおける電力使用」は算定対象範囲及びオフセットの対象範囲に含むべき事項(◎)となっておりますが、会場の空調熱源が都市ガスや地域冷暖房設備などの場合には算定対象範囲及びオフセット対象からは外しても問題ないということでしょうか。</p>	<p>算定方法ガイドラインは、温室効果ガス排出量の算定方法に一定の、かつ統一された考え方を示すことを目的としております。本ガイドラインに則った計算方法のみをカーボン・オフセットと定義しているものではございません。</p> <p>また、都市ガスの使用については、算定対象範囲に含めることが望ましい事項として追記いたしました。</p>
P15	2. 運輸: 旅客鉄道(JR新幹線、JR在来線、私鉄、地下鉄) (4) レベルごとの算定方法【レベル1】 f: GHG排出係数	<p>(意見内容)</p> <p>○以下の通り、修正すべき。「地球温暖化対策推進法に基づく温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度で使用されている電力及び軽油単位量当たりのCO2排出係数を利用する。ただし、環境大臣・経済産業大臣が公表する一般電気事業者及び特定規模電気事業者ごとの排出係数を用いて算定することができない場合には、公表された代替値を利用する(付録表 I-1)。」(理由)</p> <p>○「地球温暖化対策推進法に基づく温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度で使用されている電力の単位量当たりのCO2排出係数の標準値を利用する。」と記載されているが、「特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令」は平成21年6月23日付けで改正され、「標準値」はなく、同算定省令第2条第4項第1号「電気事業者が供給した電気を使用している場合にあつては、環境大臣及び経済産業大臣が公表する電気事業者ごとに特定排出者による他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出の程度を示す係数」、及び、第2条第4項第3号「前二号の規定により定められた係数を用いて、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量を算定することができない場合にあつては、前二号に掲げる係数に代替するものとして環境大臣及び経済産業大臣が公表する係数」と改正されていることから、同算定省令に基づき、修正すべき。</p>	ご指摘の通り修正をいたしました。
P23 脚注19	付録「GHG排出量の算定にかかわる参考数値一覧」P10 注釈16	<p>(意見内容)</p> <p>○記載されている「全国地球温暖化防止活動推進センターWebサイト」は、リンクが切れているため、確認頂きたい。 (http://www.jccca.org/component/option,com_docman/task,doc_details/gid,758/Itemid,622/)</p>	ご指摘を踏まえ修正いたしました。
P30	6. 家庭: 総GHG排出量 (4) レベルごとの算定方法【レベル1】 c: GHG排出係数	<p>(意見内容)</p> <p>○「当該家庭の居住地域によって異なる排出係数が取得可能な排出源については、地域特有の数値を利用する。例えば、電気の場合は、電力を供給している事業者(自家発電含む)の排出係数が特定可能な場合は、その値を使用する。特定できない場合の考え方は、【レベル2】と同様とする。」(理由)</p> <p>○【レベル1】には、電気の排出係数について記載されていないため、電気の排出係数について記載されている【レベル2】とすべき。</p>	ご指摘の通り修正をいたしました。
	付録「GHG排出量の算定にかかわる参考数値一覧」P1 I. エネルギーに関わる数値 表 I-1 電力事業者ごとのCO2排出係数(平成22年度の実績値)	<p>(意見内容)</p> <p>○「(平成22年度の実績値)」とあるが、表 I-1掲載の値は「平成20年度の実績値」ではないか。</p> <p>○本ガイドラインに基づいて、カーボン・オフセットの対象となるGHG排出量を算定するのであれば、いわゆる京メカクレジット及び国内クレジット等の国内認証排出削減量でカーボン・オフセットされた電気の排出係数である、電気の調整後排出係数を用いて算出するべき。</p> <p>○従って、最新の「平成21年度の実績値」は、経産省・環境省より、平成22年12月27日付けで公表(http://www.env.go.jp/earth/ghg-santeikohyo/material/denkihaishutu/list_ef_eps.pdf)されていることから、実排出係数及び調整後排出係数を記載した上で、電気の調整後排出係数を用いて算出する事とすべき。</p>	事業者に対する算定の簡便さを考慮して代替値を使えることとしておりますので、そちらの考え方を踏まえ、オフセットの算定には調整前排出係数を用いることを推奨しております。ただし、調整後排出係数を用いても差し支えありません。
	付録「GHG排出量の算定にかかわる参考数値一覧」P9, P10 I-4. 業務: オフィス関連 注釈13、注釈15	<p>○「表 I-4-1の数値及び電力のCO2排出係数として暫定的に0.561kg-CO2/kWh(温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル(環境省・経済産業省))を用いて算定。」とあるが、「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」からは、「特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令」の改正(平成21年6月23日付け)に伴い、削除され、同算定省令第2条第4項第1号において「電気事業者が供給した電気を使用している場合にあつては、環境大臣及び経済産業大臣が公表する電気事業者ごとに特定排出者による他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出の程度を示す係数」とされたため、修正すべき。</p>	事業者に対する算定の簡便さを考慮して代替値を使えることとしております。